

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「感染症の発生・まん延の防止を図ること」について

平成22年8月

健康局結核感染症課(亀井美登里課長)[主担当]

健康局疾病対策課肝炎対策室(伯野春彦室長)[肝炎関連]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要医療等を確保すること

施策中目標1 感染症の発生・まん延の防止を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標1) 感染症対策の充実を図ること

(施策小目標2) 新型インフルエンザ対策を推進すること

(施策小目標3) 肝炎対策を推進すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	-	-	66,316の一部 (33,173の一部)	93,049の一部 (57,681の一部)	31,455の一部

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	予防接種の接種率（・麻疹・風疹） （単位：％）（おおむね95％／毎年度）					
	麻疹	97.8%	87.0%	94.5%	86.9%	集計中
	風しん	143.6%	89.3%	94.8%	86.9%	集計中
達成率						
	麻疹	102.9%	91.6%	99.5%	91.5%	集計中
	風しん	151.6%	94.0%	99.8%	91.5%	集計中
2	結核患者の罹患率の推移（単位：人）（人口10万人対比18人以下／平成22年度）	22.2	20.6	19.8	19.4	19.0
達成率		－％	－％	－％	－％	－％
【調査名・資料出所、備考等】						
<p>指標1は、健康局結核感染症課調べ。平成21年度の数值は平成23年6月頃公表予定。 ※麻疹、風しんについては、平成18年度より従来の接種（1期（生後12月から生後24月に至るまでの間にある者））に加えて、2期（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間）を追加し、平成20年度より3期（13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者）及び4期（18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者）を追加。 指標2は、「結核登録者情報調査年報集計結果」による。</p>						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
3	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（単位：万人分）（国民の45％相当量／平成23年度末、かつ、前年度以上／平成20年度）	750	1,410	2,535	3,217	5,595
達成率		25.4%	47.8%	50.4%	71.8%	111.9%
【調査名・資料出所、備考等】						

指標3は健康局結核感染症課調べ。

(指標の分析：有効性の評価)

- 予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体として高い接種率を維持することにより、国民全体の免疫水準を維持することが可能となり、感染症の発生及び蔓延の防止に有効です。
- 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しておくことで、新型インフルエンザ発生時に患者等への迅速な投与が可能となり、有効です。
- 結核医療費の公費負担制度は、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の確保だけでなく、感染拡大の防止にも有効です。また、結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで、結核患者の治療を確実に行うことができるとともに、多剤耐性結核菌の発生を防ぐこともできるので、有効です。

(効率性の評価)

- 予防接種率を向上させることにより、感染症の罹患者を減少させることができるため、国民の健康を確保する手段として効率的です。
- 新型インフルエンザの患者等に対し迅速に抗インフルエンザ薬の投与を行うことは、患者の重症化を防止する上で効率的とされています。
- 結核医療費の公費負担制度により、結核の確実な治療や感染拡大の防止を図ることが可能であり、効率的な手段です。また、結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで、結核患者の早期治療につながり、効率的な手段です。

(今後の方向性)

- 予防接種は、感染症を予防する手段として極めて重要であり、一定の感染症について、引き続き予防接種を受けられる機会の確保を図る必要があります。また、これまでの予防接種法に基づく一類定期接種に係る予防接種率は、高水準で維持されており、接種は適正に実施されていると評価できます。今後は、感染症のまん延のさらなる防止のため、引き続き積極的に接種を推進し、感染者の発生を抑制していく必要があります。
- 国備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬については、平成21年度末で目標量に到達したところですが、今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生では、十代の若年層の罹患者が多かったことや、今後のタミフル耐性ウイルスの発生に備えるため、リレンザの追加備蓄や新規の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄についての検討が必要です。
- 平成19年4月に感染症法が改正され、結核についても感染症法の中で対策が推進されることとなり、入院の勧告手続きについて、人権を尊重しつつ、よりの確に入院手続きを実施すること

が可能となったほか、同法に基づく結核医療費の公費負担、積極的疫学調査、直接服薬確認療法事業等を実施することが可能となっており、これらの施策を引き続き実施していきます。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

○予防接種法等の改正に伴う所要の税制改正 (要望税目未定/平成 23 年度税制改正要望)

現在、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、予防接種法の在り方等について議論を行っているところです。これを受けて平成 23 年度に予防接種法等が改正された場合、それに伴って所要の税制改正を行う可能性があります。

○新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長 (法人税・所得税/平成 23 年度税制改正要望)

新型インフルエンザの感染の拡大を防ぐには初動体制の充実が必要であり、初期段階の医療をになう感染症指定医療機関及び協力医療機関の設備の充実を図る必要があります。このため、感染症指定医療機関等に簡易陰圧装置を設置させるため、税制上の優遇措置を行います。(平成 21・22 年度に措置された内容の 2 年間の延長要望)

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし